

令和6年度 富士川町介護保険料

※ 第1段階～第3段階は公費投入による軽減がされています。

段階	対象者	保険料年額
軽減	第1段階 生活保護を受給している人 老齢福祉年金受給の方で本人及び世帯全員が町民税非課税の人 世帯全員が町民税非課税で、本人の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の人	軽減前 33,300円
		軽減後 20,870円
	第2段階 世帯全員が町民税非課税で、本人の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円を超え120万円以下の人	軽減前 50,140円
		軽減後 35,510円
第3段階 世帯全員が町民税非課税で、本人の合計所得金額と課税年金収入額の合計が120万円を超える人	軽減前 50,500円	
		軽減後 50,150円
第4段階 本人が町民税非課税で、本人の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下でかつ世帯に町民税課税者がいる人	65,880円	
基準	第5段階 本人が町民税非課税で、本人の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円を超えかつ世帯に町民税課税者がいる人	73,200円
割増	第6段階 本人が町民税課税で、合計所得金額が120万円未満の人	87,840円
	第7段階 本人が町民税課税で、合計所得金額が120万円以上210万円未満の人	95,160円
	第8段階 本人が町民税課税で、合計所得金額が210万円以上320万円未満の人	109,800円
	第9段階 本人が町民税課税で、合計所得金額が320万円以上420万円未満の人	124,440円
	第10段階 本人が町民税課税で、合計所得金額が420万円以上520万円未満の人	139,080円
	第11段階 本人が町民税課税で、合計所得金額が520万円以上620万円未満の人	153,720円
	第12段階 本人が町民税課税で、合計所得金額が620万円以上720万円未満の人	168,360円
	第13段階 本人が町民税課税で、合計所得金額が720万円以上の人	175,680円